

# 大仙市自転車活用推進計画

令和6年3月

大仙市

# 目次

1. <u>計画策定の背景と推進期間</u> .....	1
2. <u>大仙市自転車活用推進計画において実施する施策</u> .....	2
2-1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
【施策1】 自転車通行空間の計画的な整備推進.....	2
【施策2】 まちづくりと連携した総合的な取組の実施.....	3
2-2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	
【施策3】 自転車の安全利用の促進.....	4
【施策4】 学校等における交通安全教育の推進.....	5
3. <u>自転車ネットワーク計画</u> .....	6
3-1 計画策定の目的	
3-2 ネットワークの設定方法	
3-3 自転車ネットワーク図	
4. <u>自転車走行環境の整備方針</u> .....	8
4-1 自転車ネットワーク計画に選定した路線の整備の方向性	
4-2 ネットワーク路線の路面表示内容	

## 1. 計画策定の背景と推進期間

---

### 1-1 計画策定の背景

わが国の自転車施策に関しては、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって公共の利益増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」(平成 28 年度法律第 113 号)が 2017 年 5 月に施行されています。

その後、同法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」(以下「国の推進計画」という。)が 2018 年 6 月に閣議決定され、また、同法第 10 条及び 11 条において、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(県版の自転車活用推進計画)を定めるよう努めなければならない旨が記されています。

2020 年 2 月には秋田県自転車活用推進計画が策定され、県全域を対象とした広域的なネットワーク計画が形成されており、こうした流れを受けて、大仙市では、具体的な目標や施策、及び取組等に関し、市町村版の自転車活用推進計画を策定することにより、自転車の活用を総合的・計画的に推進していくこととしました。

### 1-2 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

### 2-1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

#### 施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

##### ① 自転車ネットワーク計画の策定

安全で快適に自転車を活用できるよう、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車走行環境を効率的・効果的に整備していくため、自転車ネットワークを構築する。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

##### ② 自転車通行空間の整備

自転車ネットワーク計画に基づき、ネットワークに位置付けられた路線において、自転車通行空間の整備を行う。整備に当たっては、自転車ネットワーク路線毎に交通状況等を踏まえて適切な区間設定を行い、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備形態を選定する。

自転車専用通行帯



車道混在

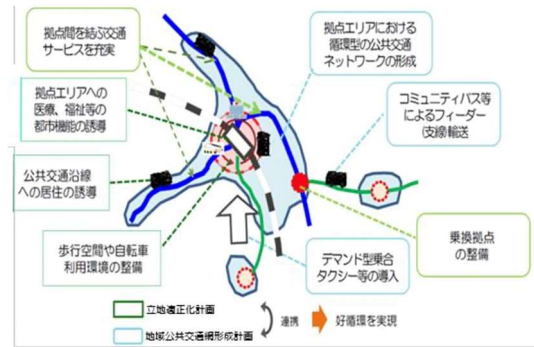


出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

## 2. 大仙市自転車活用推進計画において実施する施策

### 施策2 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

- ① まちづくりと連携した自転車施策の推進  
推進計画に自転車通行空間の整備を位置付けるに当たっては、都市計画や立地適正化計画などまちづくりの計画との整合を図る。



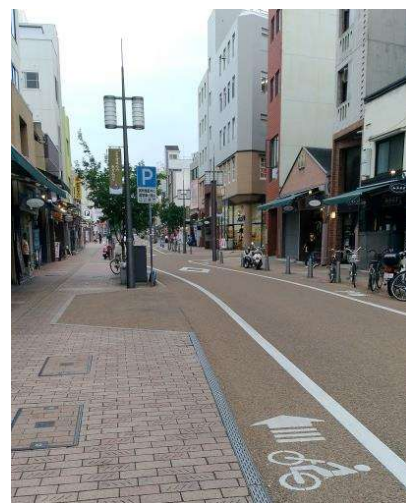
出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

- ② ゾーン30 や狭さく等による安全対策の実施  
歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と県公安委員会が連携して自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフトの両面から生活道路の交通安全対策を実施する。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

- ③ 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備  
無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保を検討する。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

2-2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

**施策3 自転車の安全利用の促進**

① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

民間団体等と連携し、ポスターの配布等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

② 交通安全意識向上を図る広報啓発

自転車の安全利用について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター貼付等、広報啓発に努める。



出典：内閣府ホームページ

③ ヘルメット着用の広報啓発

様々なイベントを活用して、通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

## 2. 大仙市自転車活用推進計画において実施する施策

### 施策4 学校等における交通安全教育の推進

#### ① 交通安全教室の開催

市内の認定こども園や小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう交通安全教室等を開催し、交通安全意識の醸成を推進していく。

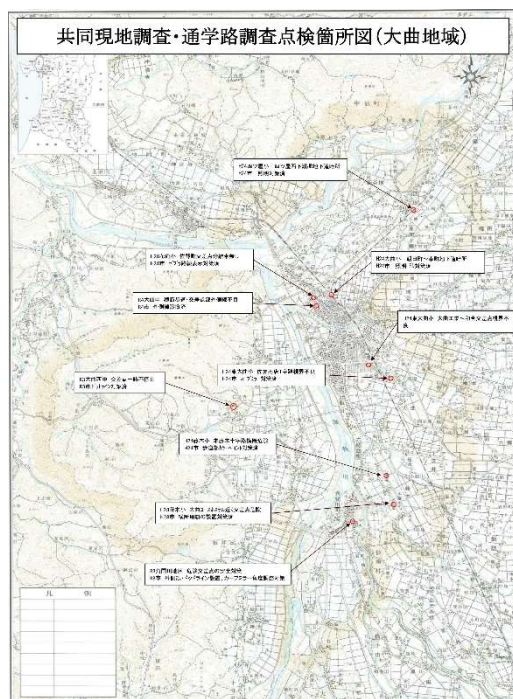


市内認定こども園での交通安全ミニキャラバン

#### ② 通学路周辺の安全点検の実施

・教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施する。

・安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施する。



共同現地調査・通学路調査点検箇所図

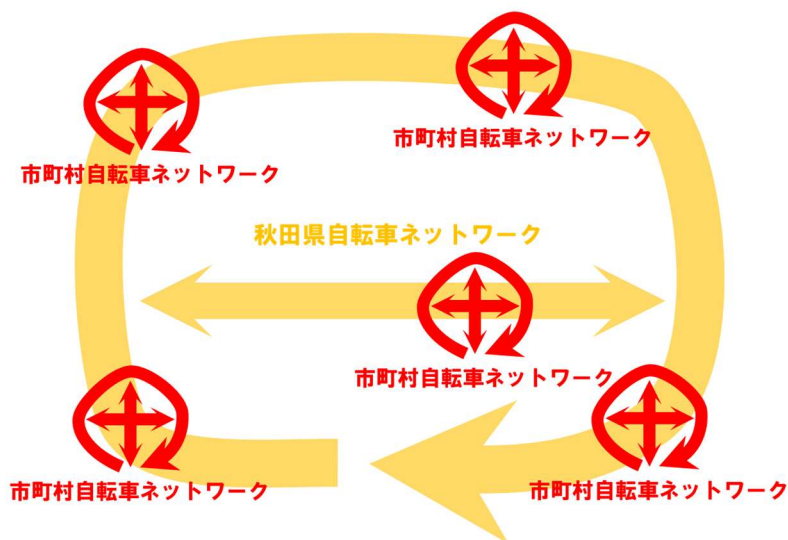
### 3. 自転車ネットワーク計画

#### 3-1 計画策定の目的

安全で快適に自転車を活用できるよう、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車走行環境を効率的・効果的に整備していくため、自転車が走行しやすい路線で形成された自転車ネットワークを構築します。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成 28 年改訂)では、各市町村はこれに基づいた「自転車ネットワーク計画」の策定を求められており、現在は市町村自転車活用推進計画の中に位置付けることが望ましいとされています。

秋田県版の自転車ネットワーク計画が、県全体を対象とした広域的な路線で形成されている内容に対し、市町村自転車ネットワーク計画では、主に日常利用や市町村内での観光利用等に資する路線を位置付けます。



ネットワークのイメージ図

#### 3-2 ネットワークの設定方法

自転車ネットワーク計画全体の検討エリア、構成する自転車ネットワーク路線候補を設定します。検討にあたっては、地域の状況、構成する自転車ネットワーク路線候補の状況等を勘案しながら、計画を策定しました。

また、地域の上位計画(都市マスタープラン、都市計画)や関連計画(道路整備計画)等との整合を図りながら、計画を策定しました。



### 3. 自転車ネットワーク計画

#### 3-3 自転車ネットワーク図

大仙市では、下の図に示された大曲地域の2路線を自転車ネットワーク選定路線とします。

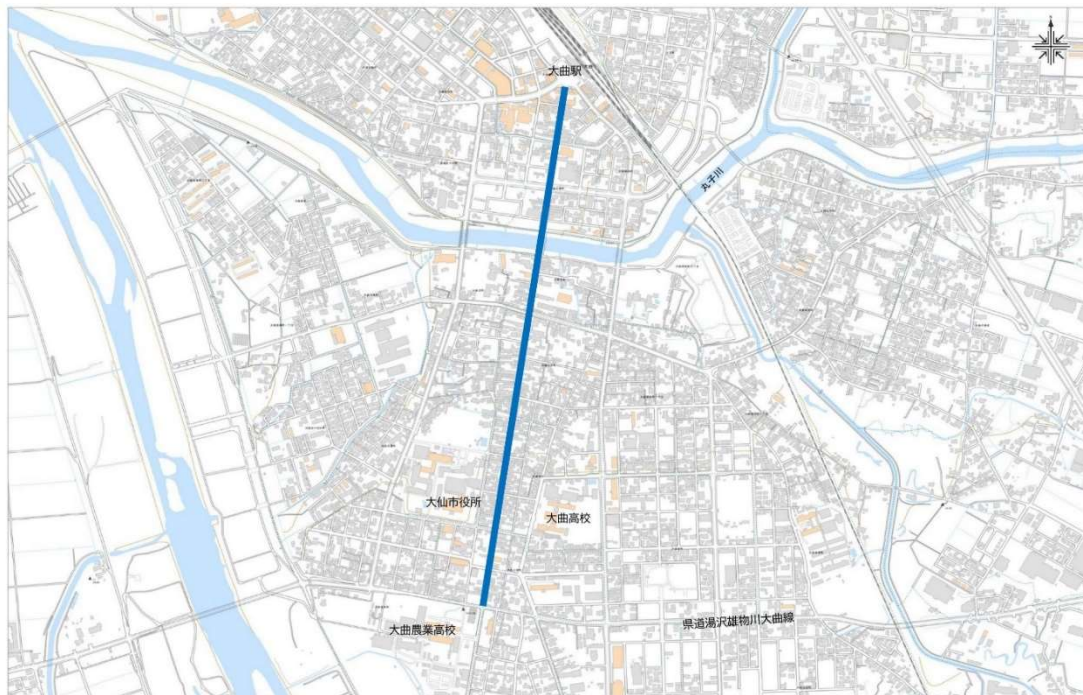


図1. 大町通線

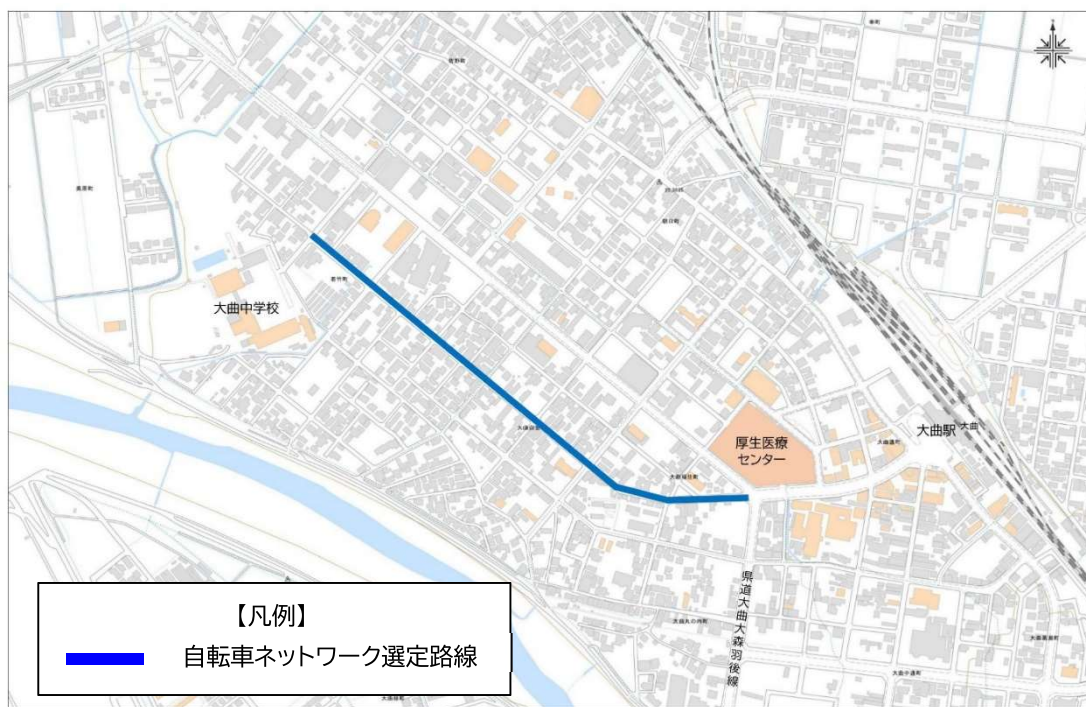


図2. 大曲中学校通線

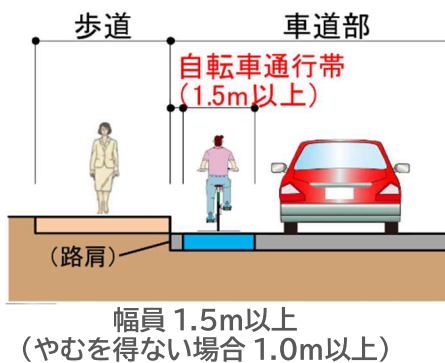
## 4. 自転車走行環境の整備方針

### 4-1 自転車ネットワーク計画に選定した路線の整備の方向性

「自転車ネットワーク計画」に選定された路線は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(以下、ガイドライン)に基づき自転車走行環境の整備を図っていきます。

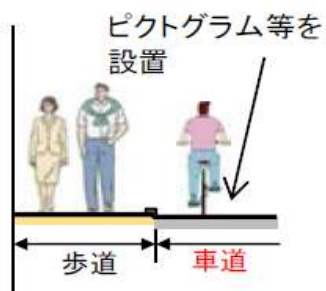
その際、交通量等を勘案して、自転車通行帯、車道混在それぞれの形態で適切に整備していきますが、整備が当面困難な場合には、暫定形態として車道混在での整備を進めていきます。

#### 自転車専用通行帯



画像: 明田地下道

#### 車道混在



画像: 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

## 4. 自転車走行環境の整備方針

### 4-2 ネットワーク路線の路面表示内容

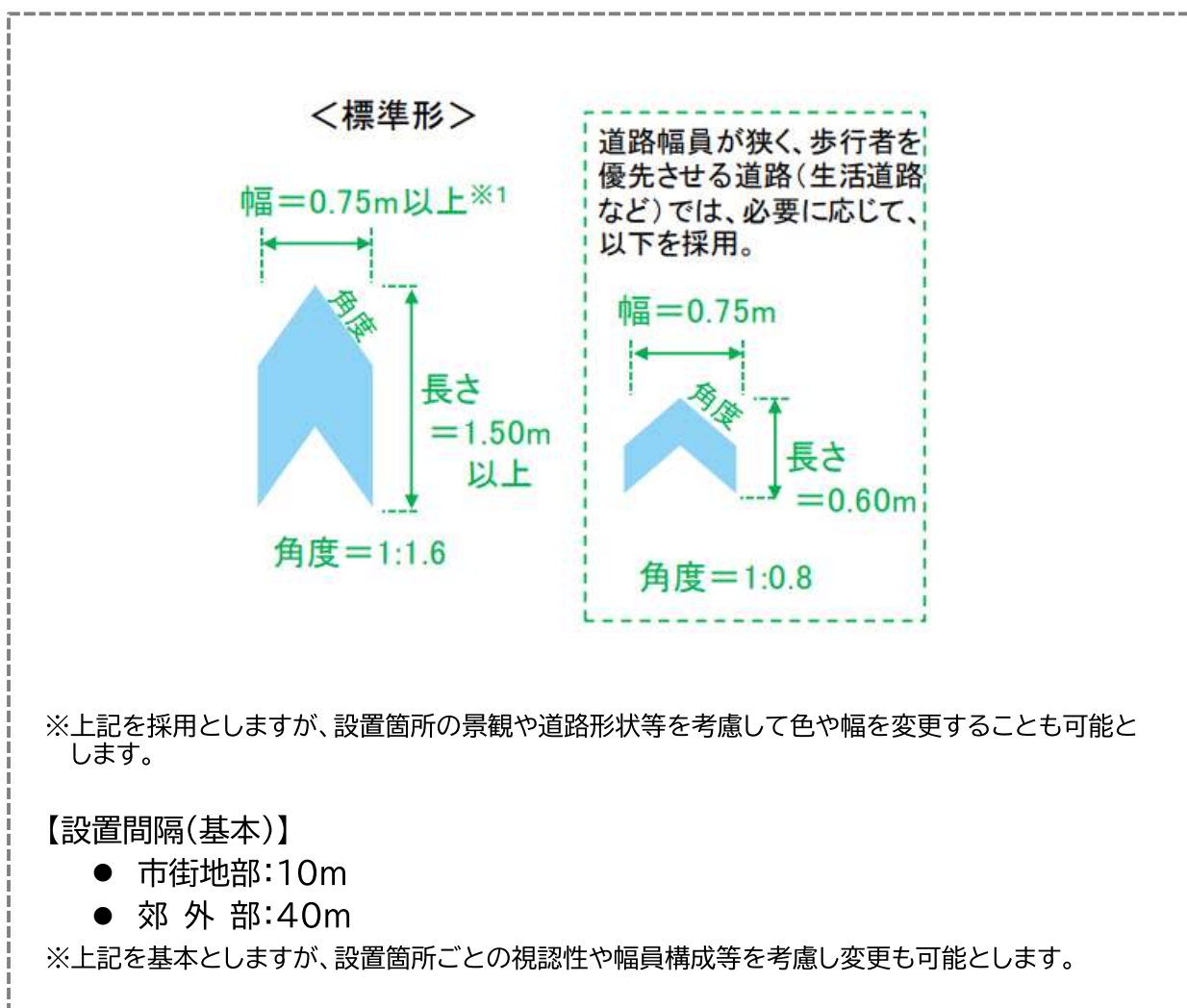
路面表示については、路線全体で統一された整備手法を用いることが好ましいため、標準形を設定します。

#### (1) 矢羽根型路面表示

矢羽根型路面表示の形状はガイドライン(W = 75cm)を採用します。

設置間隔は市街地部や交差点部ではガイドラインに準じて10mとしますが、郊外部では40m間隔で設置することを基本とします。

ただし、設置箇所ごとの実情に合わせてそれぞれを変更することも可能とします。



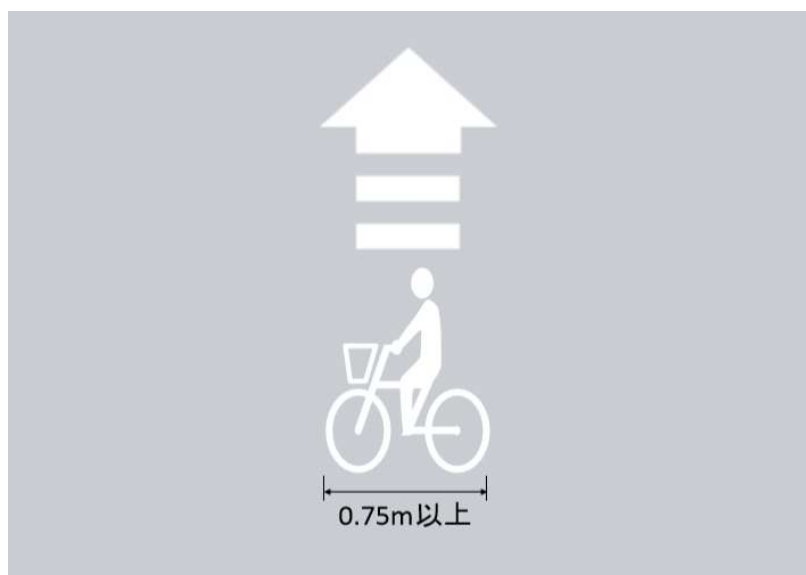
## 4. 自転車走行環境の整備方針

---

### (2) 自転車ピクトグラム

---

自転車ピクトグラムの形状は、ガイドラインの記載例を採用します。ガイドラインでは、自転車ピクトグラムは法定外表示のため、自転車利用者とドライバーの双方に誤解を与えないよう、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められた道路標示「普通自転車歩道通行可(114 の 2)」と類似したデザインとしないものとされています。



出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

---

大仙市自転車活用推進計画

令和 6 年3月

発行 大仙市建設部道路河川課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲日の出町二丁目8番4号

TEL 0187-66-4905 FAX 0187-63-1930

ホームページ <https://www.city.daisen.lg.jp>

---